

令和4年度 第11回 吉見町農業委員会総会議事録

| | | | |
|------------|-------------------|-----------------------|---------------------------|
| 招 集 期 日 | 令和 5年2月27日 | 開 催 場 所 | 吉見町役場 庁舎3階 中会議室 |
| 開閉の日時及び宣告者 | 令和 5年2月27日 同 日 | 午前 9時55分 午前 10時25分 | 開 会 議 長 伊 田 由 夫 閉 会 |
| 議 長 | 伊田由夫 | | |

委員応招並びに出席状況

| 農業委員 | | | 農地利用最適化推進委員 | | | <p>【農業委員】</p> <p>定員 10名 出席 10名 欠席 0名</p> <p>【農地利用最適化推進委員】</p> <p>定員 8名 出席 6名 欠席 2名</p> |
|------|---------|-----|-------------|---------|-----|--|
| 番号 | 氏 名 | 摘 要 | 番号 | 氏 名 | 摘 要 | |
| 1 | 小 林 勇 | 出席 | 推1 | 千 代 間 功 | 出席 | |
| 2 | 田 島 克 美 | 出席 | 推2 | 秋 庭 論 | 出席 | |
| 3 | 宮 澤 義 和 | 出席 | 推3 | 笹 野 正 人 | 出席 | |
| 4 | 笹 野 英 三 | 出席 | 推4 | 金 子 隆 一 | 出席 | |
| 5 | 大 澤 明 子 | 出席 | 推5 | 大 室 禎 三 | 出席 | |
| 6 | 伊 田 由 夫 | 出席 | 推6 | 吉 田 克 之 | 出席 | |
| 7 | 松 本 眞 一 | 出席 | 推7 | 篠 田 邦 広 | 欠席 | |
| 8 | 小 宮 一 博 | 出席 | 推8 | 赤 間 恵 美 | 欠席 | |
| 9 | 福 田 實 | 出席 | | | | |
| 10 | 瀬 戸 直 行 | 出席 | | | | |

| | | | |
|---------------------|----------------|---|---------------|
| 出頭者 | | | |
| 事務局 | 事務局長 大久保栄樹 | 事務局長補佐兼農地係長 小林 浩 (説明) | 事務局 吉澤和巳 (書記) |
| 説明者 | 2番 田島委員 9番福田委員 | | |
| 開会 午前 9時55分 | 事務局 | 開会 | |
| | 会長 | あいさつ | |
| | 議長 | 会議規則により伊田会長が議長となり、出席委員10名、欠席委員0名で会議の成立を宣言する。 なお、推進委員は出席委員7名、欠席委員1名。 | |
| 議事録署名人の指名 | 議長 | 議事録署名人に、2番 田島委員、3番 宮澤委員を指名する。 | |
| 議案上程 | 議長 | 第1号から第5号議案を上程することを諮り異議なく承認され上程する。 | |
| 議案朗読説明 午前 10時00分 | 事務局 | <p>1) 第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の承認について議案を朗読する。 第1番の案件については、譲受人が利用集積による効率的な営農のため取得したいとする申請です。</p> <p>2) 第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請の承認について議案を朗読する。 第1番の案件については、車庫として利用する土地が農地であることが分かりました。昭和45年以前から利用していたもので、現況のまま利用し接道を確保できるように転用したいとする申請です。</p> <p>3) 第3号議案、農用地利用集積計画の決定について議案を朗読する。 この案件は、農用地利用集積計画の決定についてですが、農業経営基盤強化促進法に基づき、令和5年3月分の農地の利用権設定による手続きが1月末日をもって締め切られ、町が農用地利用集積計画を定めたため、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農業委員会に意見を求められたものでございます。</p> | |

| | |
|---|--|
| <p>地区委員会付託 午前 10時05分 再開 午前 10時10分</p> | <p>今回の申し出農地は、田320, 083㎡、畑97, 181㎡、計417, 264㎡、筆数は389筆となっています。</p> <p>4) 第4号議案、農地利用配分計画(案)の決定について議案を朗読する。 この案件は、農地中間管理機構が中間管理権を取得した農地を地域の営農者へ集約化して転貸するものです。 今回の計画(案)については、農地中間管理事業により機構が地権者から借り受けた、農地16筆、25, 134㎡について配分を行うものです。 詳細につきましては、議案資料のとおりですので、再度確認をお願いします。</p> <p>5) 第5号議案、吉見農業振興地域整備計画の変更に係る答申について議案を朗読する。 町が定める農業振興地域整備計画を変更する場合には、「農業振興地域の整備に関する法律施行規則」の第3条の2により、町長が農業委員会の意見を聴くこととなっております。 今回2件の申出がされたため、意見を求められたものです。 第1番及び第2番の案件については、駐車場として敷地拡張する計画をしており、隣接する農地の転用を申請する前段階の申出です。</p> <p>議 長 事務局の朗読・説明が終わり、審議を地区委員会へ付託する。</p> <p>議 長 再開を宣言し、地区現地確認の報告を求める。 第5号議案第2番を北地区が報告願います。 第1号議案第1番、第2号議案第1番、第5号議案第1番を東地区が報告願います。</p> <p>9 番 福田委員 北地区の案件について報告する。 北地区の案件につきましては、2月26日の午後4時00分から担当委員5名で現地確認を行いました。 第5号議案、吉見農業振興地域整備計画の変更に係る答申について番号2番、この案件は、自動車整備業を営む申出人が、自動車置場等の敷地を拡張するため、農用地区域から除外する申出であり、町が農振除外の審査を済ませておりますので、北地区の担当委員としては、</p> |
|---|--|

| | |
|-------------------------|---|
| | <p>農振除外はやむを得ないと判断します。</p> <p>3 番 田島委員</p> <p>東地区の案件について報告する。 東地区の案件につきましては、2月21日の午後4時30分から担当委員5名で現地確認を行いました。 第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の承認について番号1番、この案件は、自作地に隣接する農地を集積し、効率的に営農するため、農地を譲り受ける申請であります。取得要件等に問題はありませんので、東地区の担当委員としては問題ないと判断します。 第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請の承認について番号1番、この案件は、車庫として利用していた土地が農地であることが分かり、宅地への接道要件の確保と合わせて、現況のまま利用できるように転用する申請であります。 昭和45年当時の航空写真が添付されており、線引き以前からの利用が確認できますので、東地区の担当委員としては問題ないと判断します。 第5号議案、吉見農業振興地域整備計画の変更に係る答申について番号1番、この案件は、自宅の隣接農地を駐車場として利用するため、農用地区域から除外する申出であり、町が農振除外の審査を済ませておりますので、東地区の担当委員としては、農振除外はやむを得ないと判断します。</p> |
| <p>質疑 午前 10時15分</p> | <p>議 長 報告が終わり、質疑を開始する。</p> |
| <p>採決 午前 10時15分</p> | <p>議 長 質疑なしと認め採決を開始する。 第1号議案の1番、農地法第3条の規定による許可申請の承認について原案のとおり承認することに賛成の者の挙手を求めたところ、挙手全員をもって承認される。 第2号議案の1番、農地法第4条の規定による許可申請の承認について原案のとおり承認することに賛成の者の挙手を求めたところ、挙手全員をもって承認される。 第3号議案、農地利用集積計画の決定について 原案のとおり承認することに賛成の者の挙手を求めたところ、挙手全員をもって承認される。</p> |

| | |
|--------------------------------|---|
| | <p>第4号議案、農地利用配分計画（案）の決定について 原案のとおり承認することに賛成の者の挙手を求めたところ、挙手全員をもって承認される。</p> <p>第5号議案の1番・2番、吉見農業振興地域整備計画の変更に係る答申について 計画変更を承認することに賛成の者の挙手を求めたところ、挙手全員をもって承認される。</p> |
| <p>次回現地確認の日程 午前 10時20分</p> | <p>議 長 次回現地確認の日程を確認する。</p> <p>東地区 3 番 宮澤委員 3月24日 午前 4時30分から 東野ふれあいセンター集合</p> <p>西地区 4 番 笹野委員 3月25日 午前 9時00分から 旧農協西吉見支店集合</p> <p>南地区 推5番 大室委員 3月25日 午前 8時00分から 旧農協南吉見支店集合</p> <p>北地区 推7番 篠田委員 3月26日 午前 4時00分から 旧農協北吉見支店集合</p> |
| <p>報告事項 午前 10時20分</p> | <p>議 長 次に報告事項に入ります。 事務局より説明をお願いします。</p> <p>事 務 局</p> <p>1) 市街化区域内農地の転用届出について（報告）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所有権移転 久保田地内 5筆 689㎡ ・所有権移転 下細谷地内 1筆 5.56㎡ <p>2) 市街化区域内農地の転用届出について（報告）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地目変更 前河内地内 1筆 50㎡ |
| <p>その他 午前 10時20分</p> | <p>議 長 報告が終わり、質疑を開始するが、質疑がないため報告事項を終了する。 その他について事務局及び委員に確認する。</p> |

| | |
|-------------------------|---|
| <p>閉会 午前 10時25分</p> | <p>7 番 松本委員 今後営農型太陽光の申請があった際は、全ての委員へ年間計画表等を配布して欲しい。</p> <p>事務局 承知しました。申請地区以外の委員の皆様にも配布させていただきます。</p> <p>議長 農地法の一部改正による、農地の権利取得時に求められていた下限面積要件が撤廃される件について説明して欲しい。</p> <p>事務局 承知しました。来月の総会で資料を配布し説明させていただきます。</p> <p>推6番 吉田委員 遊休農地発生予防及び解消に向けて、とうがらし栽培をPRして欲しい。</p> <p>議長 委員の皆様で積極的にPRをお願いします。</p> <p>議長 次回開催予定 令和5年3月27日(月)午後1時30分開始を確認して閉会する。</p> |
| <p>その他特に重要と認める事項</p> | |

上記会議の顛末の記載は相違ないので、これを証するためここに署名する。

令和 5 年 3 月 27 日

議 長 伊 田 由 夫 

署名委員 宮 澤 義 和 

署名委員 田 島 克 美 

